

はばたき会 会則

第1条 (名称)

本会の名称を、「はばたき会」(熊本県立熊本はばたき高等支援学校同窓会)と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、卒業後の生活をより豊かなものにするとともに、熊本はばたき高等支援学校の教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員)

本会の会員は、熊本県立熊本はばたき高等支援学校、及び熊本県立熊本支援学校高等部東町分教室(以下「本校」)を卒業した者(卒業生)とその保護者の立場にあった者、並びに本校職員とし、本会の趣旨に賛同する者。

1 (一般会員)

本校を卒業した者(卒業生)とその保護者の立場にあった者を対象とする。尚、その議決権は、卒業後3年の経過を以って失効する。

2 (特別会員)

本校在職の職員、若しくは職員だった者を対象とし、入会や、その入会時期について任意とするものであり、入会金は徴収しないものとする。尚、議決権は有しない。

第4条 (活動)

本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 会員相互の親睦及び支援を図るための活動
- 本校の学校行事への参加及び協力
- 「総会」及び「はたちの集い」の開催
- その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1 会長	1名 (卒業生1名)
2 副会長	2名 (卒業生2名)
3 後援会会長	1名 (後援会会員の中から1名)
4 後援会副会長	2名 (後援会会員の中から2名)
5 書記	2名 (卒業生1名、後援会会員の中から1名)
6 会計	3名 (卒業生1名、後援会会員の中から2名)
7 監査	3名 (卒業生2名、後援会会員の中から1名)
8 幹事	卒業後3年を経過するまでの卒業生の中から若干名
9 後援会幹事	卒業後3年を経過するまでの後援会会員の中から若干名

第6条 (役員の任務)

役員の任務については、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 後援会会長は、会長及び副会長を補佐する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代理する。
4 後援会副会長は、後援会会長を補佐し、後援会会長不在の場合はこれを代理する。
5 書記は、本会の議事録及び文書の作成業務等にあたる。
6 会計は、本会の出納にあたる。
7 監査は、本会の会計を監査する。
8 幹事は、会長、副会長の補佐、本会の運営及び会員への連絡にあたる。
9 後援会幹事は、後援会会長、後援会副会長の補佐、本会の運営及び会員への連絡にあたる。

第7条 (役員の選任)

役員の選任については、次のとおりとする。

1 会長及び後援会会長は、会員の中から選出し、役員会において承認を得る。

- 2 副会長、後援会副会長、会計、書記、監査は、会員の中から選出し、総会において承認を得る。
- 3 幹事及び後援会幹事は、各学年会員の互選により選出する。
- 4 兄弟姉妹が揃って本校の卒業生である後援会会員については、そのいずれか卒業年度において一度だけ選任されるものとする。尚、任期を複数回務めたい場合は、役員会の承認を得れば特例として選任を受けることができるものとする。

第8条 (役員の任期)

- 1 役員の任期は卒業後3年を経過するまでとし、それぞれの役職の任期を1年とする。原則として再任をみとめない。
- ただし、欠員等の「やむを得ない理由」がある場合で、役員会の承認を得れば「特例」として再任できるものとする。
- 2 幹事及び後援会幹事の任期は卒業後3年を経過するまでとする。
- 3 健康上の理由等「やむを得ない理由」がある場合で、役員会の承認を得れば「辞任」できるものとする。

第9条 (事務局)

本会の事務局は、暫定的に本校内に置くものとし、郵送物受け取り及び連絡先として機能するが、原則として電子、メールを主たる連絡方法とする。

第10条 (事務局の任務)

- 事務局の任務については次の通りとする。
- 1 役員および後援会役員が任務を遂行する。
- 2 本会の目的を達成するために必要な「本校内の情報提供」および本校の施設・設備・備品等の使用は、本校職員の了承と協力を依頼する事ができるものとし、その使用許可については別紙にて申請を必要とする。

第11条 (総会)

本会に次のとおり総会を置く。

- 1 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会は、年に1回開催する。
- 3 総会は、卒業後3年を経過するまでの会員を対象とし、総会出席者と欠席者委任状の合計の過半数の同意をもって承認するものとする。
- 4 総会は、役員会から提出された以下の事項を審議するものとする。
 - (1) 会則の改正に関する事項
 - (2) 役員の承認に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) その他、会長が重要と認める本会の運営に関する事項

第12条 (役員会)

本会に、次のとおり役員会を置く。

- 1 役員会は、役員及び事務局をもって構成する。
- 2 役員会は、会長及び後援会会長の合意により招集し、開催される。
- 3 役員会は、役員の過半数をもって成立する。
- 4 役員会は、次の事項を審議し、総会に議案として提出する。
 - (1) 会則の改正に関する事項
 - (2) 役員の承認に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) その他、会長及び後援会会長の双方が重要と認める本会の運営に関する事項

第13条 (入会と退会)

- 1 本校を卒業した者の本会への入会は任意であるが、入会希望者は別途計画する同窓会説明会に参加し、会費を納入する。(会費は第15条を参照)
- 2 熊本県立熊本支援学校高等部東町分教室を卒業して本会に入会を希望する者の手続きについては、別途に入会を認める。
- 3 卒業後又は入会時の個人情報(住所や連絡先等)の変更があった場合は、速やかに事務局に更新を届け出ること。

4 本会の退会については、会員本人の申し出により事務局が受理するが、入会金の返金などは一切認められないものとする。

第14条 (はたちの集い)

はたちの集いについては、次のとおりとする。

1 はたちの集いの対象は、本校の卒業生で当該年度に卒業後2年を経過する者とする。

2 はたちの集いの開催については、別途計画する。

第15条 (会費と使途)

1 本会の会費は、入会金、その他の収益をもって充当される。

2 入会金は、卒業生1名につき3,000円とし、卒業時に納入する。

会費の使途

・「はたちの集い」の記念品費用や連絡・通信費等

・その他、第4条4に掲げる「必要な活動」のための経費等

4 その他、徴収が必要であると役員会が認める場合は、適宜に徴収することができるものとする。

5 会費の返金については、いかなる場合も認められない。

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

付則

本会則は、令和7年8月17日から施行する。(三訂版)